

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省 総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

〒105-8523

トウキョウトミナトクカイガソ

東京都港区海岸 1-4-26

センニホンジドウ ウシャサンギヨウウドウウクミアイソウレンゴウ ウカイ

全日本自動車産業労働組合総連合会

カトウ ユウジ

会長 加藤裕治

「電波有効利用政策研究会 最終報告書(案)」に関する意見

私達、自動車総連は、自動車産業に携わる労働組合の立場から、生活者の環境を守り、改善していくことを最重要課題のひとつと認識し、積極的に取り組んでおります。

このたび、貴省におかれましては「電波有効利用政策研究会 最終報告書(案)」をまとめられ、電波の有効利用に積極的に取り組まれていることに対しまして敬意を表します。

しかしながら、本最終報告書(案)においては、納付義務者の範囲を広げて免許不要局から電波利用料を徴収することも検討課題とされております。

自動車業界は様々な新しい無線システム等を活用し、自動車ユーザーの利便性向上や安全性向上等に向けた取り組みを推進しておりますが、このたびの最終報告書案にあるように、免許不要局から電波利用料を徴収することとなれば、それら取り組みを阻害することになりかねないと思われ、自動車総連といたしまして、最終報告書(案)に対し下記のとおり意見を申し述べます。

記

○ 免許不要局からは現行どおり電波利用料を徴収すべきではない。

(理由)

免許不要局から電波利用料を徴収することになると、ITS事業の発展・普及を阻害し、利用者にも新たなコスト負担を強いることになる。

以上